

**建設業・経営事項審査・入札参加資格審査に関する
許可申請・届出等をされる皆さんへ**

**建設業法、経営事項審査、
入札参加資格審査に関する書類等
(電磁的記録を含む)を代理作成する
ことができるのは行政書士だけです。**

**行政書士又は行政書士法人でない者が
いかなる名目によるかを問わず
報酬を得て、業として官公署に提出する
書類の作成を行うことは、法律で禁止
されています。**（他の法律で特別の定めがある場合を除く）※1

**違反者は1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処せられます。※2
また、業務の制限違反や名称の使用制限違反に対する罰則について
両罰規定が整備されるなど、行政書士法が改正されています。※3**

※1:行政書士法第19条第1項 ※2:同法第21条の2 ※3:同法第23条の3

非行政書士による行為は、行政手続きの円滑な実施と国民の権利利益の実現を著しく妨げるものであり、依頼者が被害を被る可能性があるために法律で規制されています。県民の皆様は、非行政書士にご依頼をされることのないようご注意ください。他の資格を有していても、行政書士登録を受けていない者は非行政書士です。行政書士の登録状況は、福井県行政書士会のホームページで確認できます。

【福井県・福井県行政書士会】